

令和5年4月から始まる 陸上養殖業の届出制について

水産庁 栽培養殖課

現状

- 近年、様々な魚種で陸上養殖が試行されており、事業化されているものが増加している
- 大資本を背景とした大規模プラントや閉鎖循環式陸上養殖の計画が各地で展開している。また、異業種分野等からの新規参入も活発化している

課題

- 閉鎖循環式の陸上養殖は、初期投資と電気使用量が大きく、一層のコスト削減と省力化が必要である
- 漁業関係法令の対象となっていないことなどから、その生産実態の把握を進めつつ、振興のあり方を検討する必要がある

閉鎖循環式陸上養殖



閉鎖循環式陸上養殖の特徴

海洋と切り離された養殖システム

- 海域に環境負荷を与えない
- 病原体の流入・流出を防止
- 水温調整が可能であり、出荷時期の調整が可能
- 陸上作業のため高齢者による作業も可能
- 飼育水の確保や排水処理技術が必要
- 停電等があった場合には、養殖水産物が全滅する可能性

全国の陸上養殖の事例

- 鳥取県岩美町 サバ (JR西日本)
- 栃木県那珂川町 トラフグ (夢創造)
- 沖縄県伊平屋村 ヤイトハタ (伊平屋村漁協)
- 三重県津市 大西洋サケ (ソウルオブジャパン)
- 千葉県木更津市 ニジマス (FRDジャパン)
- 福島県西白河郡 ニジマス (林養魚場)
- 茨城県つくば市 チョウザメ (フジキン)
- 新潟県妙高市 バナメイエビ (IMT Eng.) など

業界動向

内水面で営まれている養殖業のうち

古くから河川沿い等で営まれている淡水魚の養殖等

周辺環境への影響等が概ね把握されている

海面と同様の生育環境を整備し、海水魚等を養殖するなど、新たな方法を取り入れた養殖業

排水等に伴う周辺環境への影響等についての十分な知見が無い

持続的かつ健全に発展させていくため

養殖場の所在地や養殖方法など当該陸上養殖の実態を把握する必要

今般、内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成26年政令第43号）を改正し、新たな養殖方法を取り入れた内水面において営む養殖業を、届出養殖業として規定

内水面漁業の振興に関する法律 （平成26年法律第103号）

● 本法の目的は次のとおりとされている

- ① 内水面における漁業生産力の発展
- ② 国民生活の安定向上
- ③ 自然環境の保全に寄与すること

● 届出養殖業の届出

漁業法の規定が適用される水面以外の水面（内水面）で営まれる養殖業のうち、その実態を把握する必要があると認められるものを、内水面漁業の振興に関する法律施行令において届出養殖業として定め、養殖場の所在地等を届け出させる旨が規定

これまでの経過（水産基本計画）

- 水産基本計画（令和4年3月閣議決定）（抜粋）

Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

2 養殖業の成長産業化

（5）陸上養殖

陸上養殖については、実態把握調査を実施するとともに、都道府県を通じたフォローアップ調査を定期的の実施し、調査結果について公表して実態の「見える化」を促進する。これに加え、陸上養殖を内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づく届出養殖業に位置付ける。

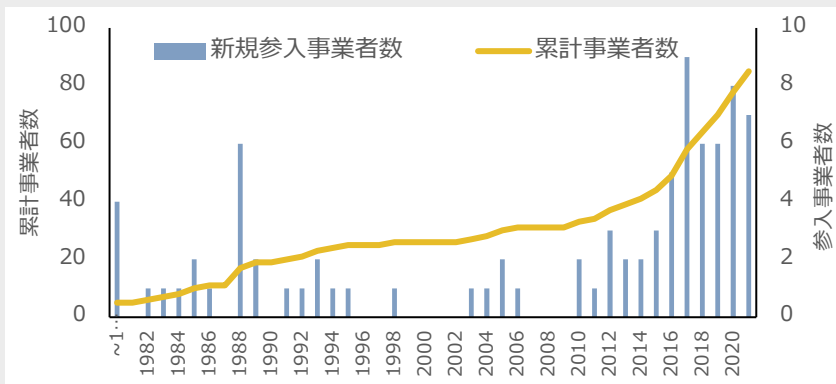
これまでの経過（令和3年度調査事業）

- 陸上養殖は漁業権を必要としないことから、実態については体系的な情報がない状況であった。そこで、令和3年度において、陸上養殖実態調査委託事業を実施・公表

令和3年度 陸上養殖実態調査委託事業の結果概要

● 事業者数の推移

- **平成22年(2010年)以降、参入事業者が増加**

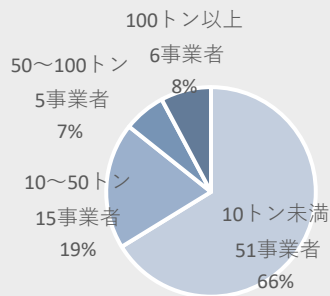
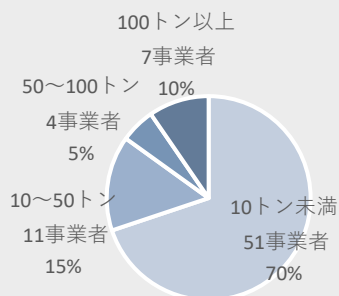


● 各事業者の生産規模

- **生産量10トン未満の事業者が最も多く、約70%を占める**

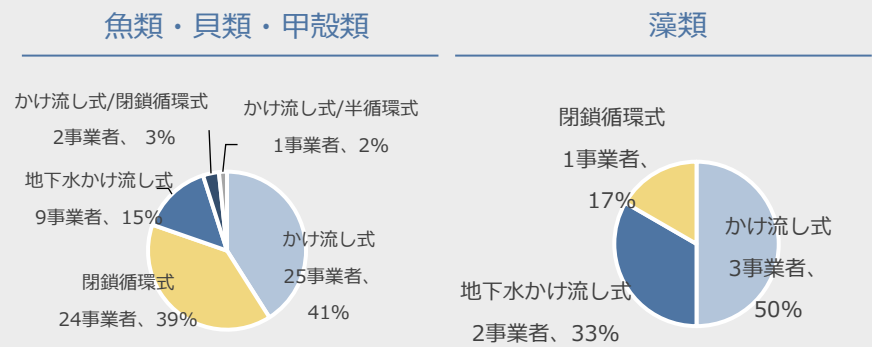
令和元年（2019年）

令和2年（2020年）



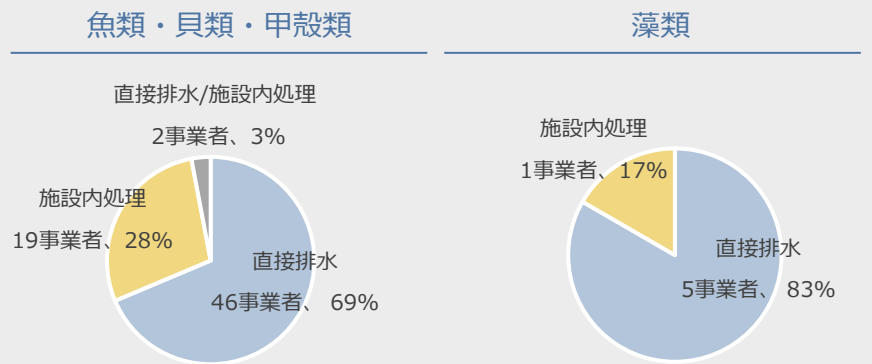
● 飼育方式

- 魚類、貝類、甲殻類の飼育方式は、**約4割が閉鎖循環式**
- 藻類の飼育方式は、**約2割が閉鎖循環式**



● 排水方式

- 魚類、貝類、甲殻類の排水方式は、**約3割が施設内処理**
- 藻類の排水方式は、**約2割が施設内処理**



陸上養殖業の届出制の概要について①

令和5年4月1日からスタート

陸上養殖業が届出制になります！

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、陸上養殖業が届出養殖業として定められました。

Q. 届出制の対象となる陸上養殖業は？

A. 次のような陸上養殖業が対象になります。

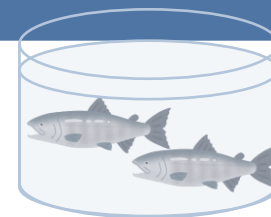
食用の水産物を、

- **海水や、淡水に塩分を加えた水等を使用**して養殖しているもの。
- **閉鎖循環式**で養殖しているもの。
- **餌や糞等を取り除かずに排水**しているもの。

※餌や糞等の除去には、柵や網を設置する等の簡易な方法も含まれます。

対象外となるもの

- ・ 種苗生産
- ・ マス、アユ、コイ等の淡水掛け流し式養殖、ウナギ養殖 等は対象外です。



陸上養殖業の届出制の概要について②

Q. 何を提出しなければならない？

A. 「届出書」と「実績報告書」の提出が必要です。

様式はホームページに掲載するほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用した申請も可能になります。

届出書

①現に営んでいる方は、令和5年4月1日（土）から同年6月30日（金）まで

の間に、

②新たに営もうとする方は、養殖を開始する日の1か月前までに、「届出養殖業の開始届出書」を2部、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。

実績報告書

4月1日から翌年3月31日までの実績について、4月30日までに、届出をしている養殖場ごとに「実績報告書」を2部作成し、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。



届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金が科せられることがあります。

陸上養殖業の届出制の概要について③（参考）

内水面漁業の振興に関する法律施行令

（届出養殖業の指定）

第二条 法第二十八条第一項の政令で定める養殖業は、陸地において営む養殖業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 食用の水産動植物（うなぎを除く。）を養殖するものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。

イ 水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの

ロ 養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの

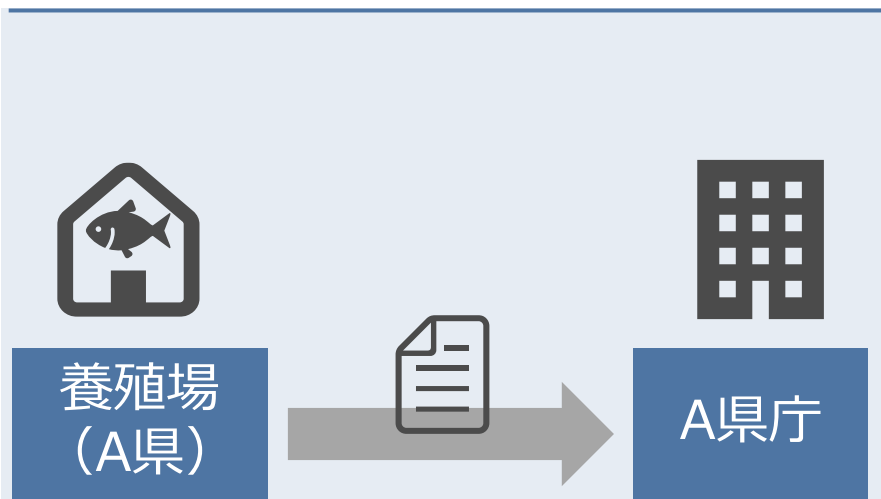
	掛け流し式 (物質の除去あり)	掛け流し式 (物質の除去なし)	循環式
河川等の淡水 湧水	対象外	○ (□)	○ (イ)
上下水道の水	対象外	○ (□)	○ (イ)
海水	○ (イ)	○ (イ、□)	○ (イ)

※ 着色箇所が届出制の対象。

※ 物質の除去には、柵や網を設置する等の簡易な方法も含まれる。

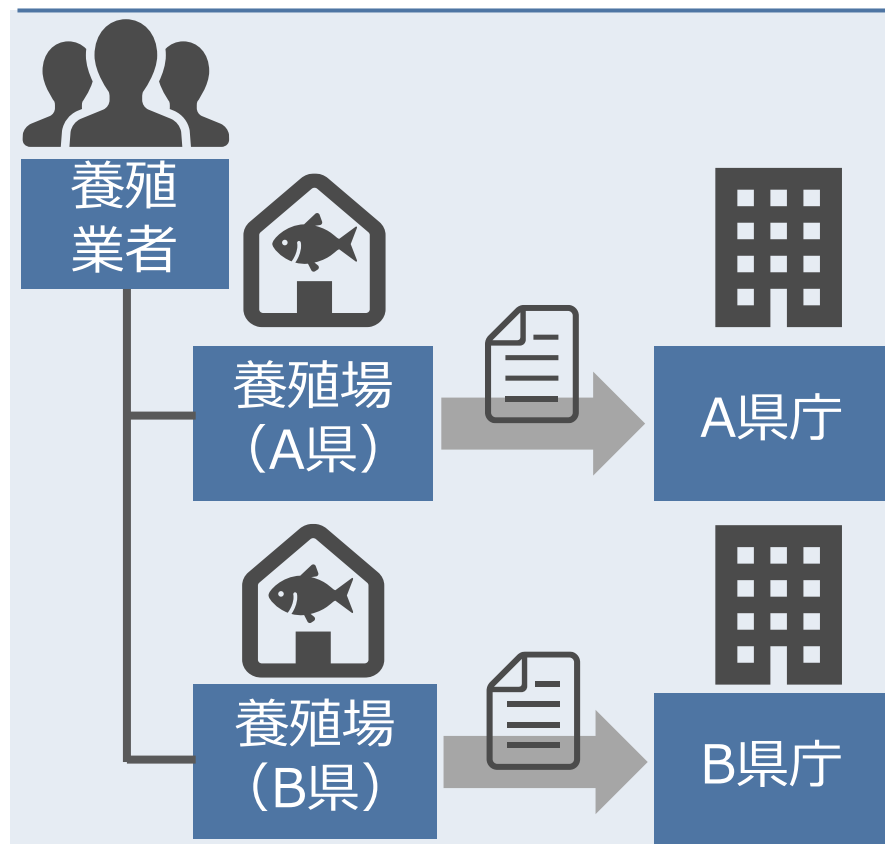
書類の提出先

パターン1



- 養殖場の所在地を管轄する **都道府県庁** に提出

パターン2



- 養殖場の所在地を管轄する **都道府県庁** に提出
- **養殖場ごとに** 作成・提出

書類の提出先（都道府県庁の受付窓口）

都道府県名	部課係名称	郵便番号	住所	電話番号
北海道	水産林務部水産局水産振興課増養殖担当 水産林務部水産局漁業管理課遊漁内水面係	〒060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-206-6546 011-204-5485
青森県	農林水産部水産局水産振興課栽培・資源管理グループ	〒030-8570	青森県青森市長島一丁目1番1号	017-734-9594
岩手県	農林水産部水産振興課	〒020-8570	岩手県盛岡市内丸10-1	019-629-5816
宮城県	水産林政部水産業基盤整備課養殖振興班	〒980-8570	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1	022-211-2943
秋田県	農林水産部水産漁港課調整・振興班	〒010-8570	秋田県秋田市山王4丁目1-1	018-860-1885
山形県	農林水産部水産振興課成長産業化担当	〒990-8570	山形県山形市松波二丁目8-1	023-630-3071
福島県	農林水産部水産課資源増殖担当	〒960-8670	福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎8階）	024-521-7376
茨城県	農林水産部漁政課調整・漁船グループ	〒310-8555	茨城県水戸市笠原町978-6	029-301-4080
栃木県	農政部農村振興課水産資源担当	〒321-8501	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2351
群馬県	農政部蚕糸園芸課水産係	〒371-8570	群馬県前橋市大手町1-1-1	027-226-3095
埼玉県	農林部水産研究所	〒347-0011	埼玉県加須市北小浜1060-1	0480-61-0458
千葉県	農林水産部水産局漁業資源課資源管理班	〒260-8667	千葉県千葉市中央区市場町1-1	043-223-3037
東京都	産業労働局農林水産部水産課栽培漁業担当	〒163-8001	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	03-5320-4851
神奈川県	環境農政局農水産部水産課漁業調整・資源管理グループ	〒231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通1	045-210-4551
新潟県	農林水産部水産課資源対策係	〒950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5312
富山県	農林水産部水産漁港課水産班	〒930-0004	富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル4階	076-444-3292

書類の提出先（都道府県庁の受付窓口）

都道府県名	部課係名称	郵便番号	住所	電話番号
石川県	農林水産部水産課漁業管理グループ	〒920-8203	石川県金沢市鞍月1-1	076-225-1653
	農林水産部水産課企画流通グループ	〒920-8203	石川県金沢市鞍月1-1	076-225-1652
福井県	農林水産部水産課	〒910-8580	福井県福井市大手3丁目17-1	0776-20-0437
山梨県	農政部食糧花き水産課	〒400-8501	山梨県甲府市丸の内一丁目6-1	055-223-1614
長野県	農政部園芸畜産課水産係	〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7229
岐阜県	農政部里川振興課水産振興室水産係	〒500-8570	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8293
静岡県	経済産業部水産資源課資源増殖班	〒420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9-6	054-221-2739
愛知県	農業水産局水産課資源・栽培グループ	〒460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6461
三重県	農林水産部水産資源管理課漁業調整班	〒514-8570	三重県津市広明町13番地	059-224-2588
滋賀県	農政水産部水産課水産振興係	〒520-8577	滋賀県大津市京町四丁目1-1	077-523-3873
京都府	農林水産部水産課漁政企画係	〒602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4997
大阪府	環境農林水産部 水産課 企画・豊かな海づくり推進グループ	〒559-8555	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階	06-6210-9612
兵庫県	農林水産部水産漁港課	〒650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3476
奈良県	食と農の振興部農業水産振興課総務・水産振興係	〒630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地	0742-27-7409
和歌山県	農林水産部水産局資源管理課漁業調整班	〒640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	073-441-3010
鳥取県	農林水産部水産振興局水産振興課	〒680-8570	鳥取県鳥取市東町一丁目220番地	0857-26-7680

書類の提出先（都道府県庁の受付窓口）

都道府県名	部課係名称	郵便番号	住所	電話番号
島根県	農林水産部 沿岸漁業振興課 沿岸漁業振興グループ	〒690-8501	島根県松江市殿町1番地	0852-22-5323
岡山県	農林水産部水産課振興班	〒700-8570	岡山県岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7446
広島県	農林水産局水産課漁業調整グループ	〒730-8511	広島市中区基町10番52号	082-513-3616
山口県	農林水産部水産振興課経営体育成班	〒753-8501	山口県山口市滝町1-1	083-933-3546
徳島県	農林水産部水産振興課振興流通担当	〒770-8570	徳島県徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2472
香川県	農政水産部水産課漁業調整室	〒760-8570	香川県高松市番町4-1-10	087-832-3477
愛媛県	農林水産部水産局水産課漁場管理係	〒790-8570	愛媛県松山市一番町四丁目4-2	089-912-2621
高知県	水産振興部 漁業管理課	〒780-0850	高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号	088-821-4608
福岡県	農林水産部水産局水産振興課養殖内水面係	〒812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7-7	092-643-3563
佐賀県	農林水産部 水産課 玄海創生・栽培資源担当	〒840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	0952-25-7145
長崎県	水産部水産加工流通課 養殖・輸出振興班	〒850-8570	長崎県長崎市尾上町3番1号	095-895-2873
熊本県	農林水産部水産振興課環境養殖班	〒862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-383-2455
大分県	農林水産部水産振興課振興班	〒870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号	097-506-3953
宮崎県	農政水産部漁業管理課漁業管理担当	〒880-8501	宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-26-7146
鹿児島県	商工労働水産部水産振興課栽培養殖係	〒890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3433
沖縄県	農林水産部水産課栽培流通班	〒900-8570	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	098-866-2300

水産庁ホームページ（参考）

Webページ

養殖業の振興

検索



← → ↻ jfa.maff.go.jp/saibai/yousyoku/taishitsu-kyoka.html



水産庁

English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ

標準

大きく

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

水産庁について

政策について

分野別情報

報道・広報

申請・お問い合わせ

ホーム > 分野別情報 > 養殖業の振興について > 陸上養殖業の届出について

陸上養殖業の届出について

令和5年4月1日からスタート

陸上養殖業が届出制になります！

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、陸上養殖業が届出養殖業として定められました。

届出書の様式（参考）

別記様式1

届出養殖業の開始届出書

○ 年 ○ 月 ○ 日

農林水産大臣 殿

申請者	住所	
	氏名	[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]
	電話番号	() -

届出養殖業を行いたいため、内水面漁業の振興に関する法律第28条第1項の規定により、届け出ます。

記

養殖場の名称			
養殖場の所在地			
養殖池数			
全ての養殖池の総面積及び総体積		m ²	トン
養殖する水産動植物の種類			
(令和5年4月以前から届出養殖業を営んでいる場合) 前年(4月から3月まで)の生産量			トン
1日当たり排水量			トン
取水先	河川(○○川)・海洋(○○湾)・ 水道水(そのまま使用・人工海水として使用) ・地下水・その他()		
排水先	下水・河川(○○川)・海洋(○○湾)・用水路 ・その他()		
排水時の処理状況			
停電時における補助電源の 確保の有無	無 ・ 有(○○日分)		
開始予定時期			

備考1 上記報告の内容については、養殖業の振興に資することなどを目的に、集計した結果を公表します。

2 「開始予定時期」は、初めて受精卵又は稚魚を入れる時期を記入すること。

3 「排水時の処理状況」には、「○○による物理的ろ過」、「○○による生物ろ過」等、排水の処理方法を具体名も入れて記入すること。

実績報告書の様式（参考）

別記様式5

届出養殖業の実績報告書

養殖場ごとに報告

農林水産大臣 殿

住所 <small>〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕</small>	報告年月日 年 月 日
氏名 <small>〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕</small>	報告対象期間 ○年4月1日 から ○年3月31日 まで
主たる養殖場の 所在地	報告書記換責任者
養殖場の届出番号 — —	電話番号 () —

1. 養殖の用に供した種苗の種類別の量

魚種名（標準和名）						合計
前年度に導入した種苗（受精卵を含む）の量及び尾数	0歳	kg	kg	kg	kg	0 kg
	1歳	kg	kg	kg	kg	0 kg
	2歳	kg	kg	kg	kg	0 kg
	...	kg	kg	kg	kg	0 kg
	合計	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg
		0 尾	0 尾	0 尾	0 尾	0 尾

2. 養殖の実績

魚種名（標準和名）					合計
前年度末 （3月31日） 時点 在庫数量 （kg）	0歳	kg	kg	kg	0 kg
	1歳	kg	kg	kg	0 kg
	2歳	kg	kg	kg	0 kg
	...	kg	kg	kg	0 kg
	合計	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg

前年度 出荷数量 （kg）	4月	kg	kg	kg	kg	0 kg
	5月	kg	kg	kg	kg	0 kg
	6月	kg	kg	kg	kg	0 kg
	7月	kg	kg	kg	kg	0 kg
	8月	kg	kg	kg	kg	0 kg
	9月	kg	kg	kg	kg	0 kg
	10月	kg	kg	kg	kg	0 kg
	11月	kg	kg	kg	kg	0 kg
	12月	kg	kg	kg	kg	0 kg
	1月	kg	kg	kg	kg	0 kg
	2月	kg	kg	kg	kg	0 kg
	3月	kg	kg	kg	kg	0 kg
	合計	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg

前年度 出荷金額 （千円）	4月	千円	千円	千円	千円	0 千円
	5月	千円	千円	千円	千円	0 千円
	6月	千円	千円	千円	千円	0 千円
	7月	千円	千円	千円	千円	0 千円
	8月	千円	千円	千円	千円	0 千円
	9月	千円	千円	千円	千円	0 千円
	10月	千円	千円	千円	千円	0 千円
	11月	千円	千円	千円	千円	0 千円
	12月	千円	千円	千円	千円	0 千円
	1月	千円	千円	千円	千円	0 千円
	2月	千円	千円	千円	千円	0 千円
	3月	千円	千円	千円	千円	0 千円
	合計	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

前年度 へい死数量 （kg）	0歳	kg	kg	kg	kg	0 kg
	1歳	kg	kg	kg	kg	0 kg
	2歳	kg	kg	kg	kg	0 kg
	...	kg	kg	kg	kg	0 kg
	合計	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg

備考1 上記報告の内容については、養殖業の振興に資することなどを目的に、集計した結果を公表します。

- 「前年度に導入した種苗（受精卵を含む）の量」については、尾数又は個数に代えることができる。ただし、その場合においては、1尾当たりの平均重量を記載すること。
- 〇については、実績に応じて、行、列の追加をすること。
- 数量については、水産動植物の原形重量を記載すること。

（例）：貝類（かき類、はたてがい、その他の貝類養殖）は、殻付き重量を記載すること。
海藻類（のり類、こんぶ類、わかめ類、その他の海藻類）は、生重量を記載すること。

陸上養殖業が活用できる 水産庁補助事業等のご紹介

マーケット・イン型養殖業等実証事業

I. 目的

国内外の需要増加が見込まれるブリ類、マダイ、サケマス類及びホタテ等について、各市場のニーズをとらえた養殖生産を展開し、マーケット・イン型養殖業への意識改革・転換を図り、養殖経営体・グループの生産基盤を早急に強化し、養殖業成長産業化を推進する。

II. 概要

- 需要に応じた養殖業を推進するマーケット・イン型養殖生産を評価するためのシステム（事業性評価等）を構築・導入し、
- ①生産管理と経営効率化を自己点検し需要に応じた養殖経営体に改善していくため、外部評価を活用した養殖業改善計画の作成
 - ②認定された養殖業改善計画に基づき、需要に応じた出荷形態・サイズ・時期の見直し・管理を実証する資材・機材の導入を養殖経営体・グループに支援する。

III. 事業項目

1. 養殖業事業性評価ガイドラインの更新【定額補助】

中央協議会に「マーケット・イン型養殖業・生産管理評価委員会」を設置し、ガイドラインの更新に必要な調査を実施。また、委員会はガイドラインに基づき、養殖経営体・グループが作成する養殖業改善計画を認定。

2. 養殖業改善計画の作成支援（外部評価費支援）【定額補助】

生産管理と経営効率化を自己点検し、需要に応じた適正な養殖経営体に改善していくため、外部評価を活用した養殖業改善計画の作成を支援。

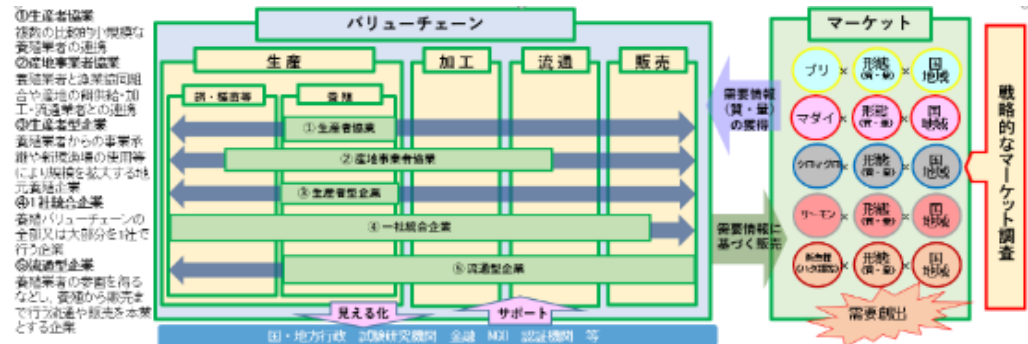
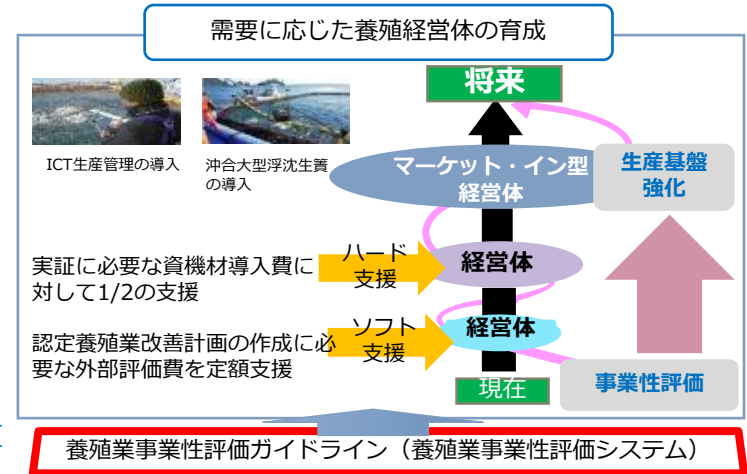
3. マーケット・イン型養殖業等実証事業（資材・機材等の導入費支援）【1/2補助】

認定された養殖業改善計画に基づき、産地フィレ加工等の出荷形態の見直し、消費者に好まれる出荷サイズ・時期のコントロール等を実証するため、資機材の導入に要する経費を支援。

IV. 資金の流れ



- (※1) 評価委員会に採択された養殖経営体・グループ。外部評価の支援を受けられる。
 (※2) 外部評価を踏まえて養殖業改善計画を作成し、評価委員会の計画認定を受けた養殖経営体・グループ。実証事業の支援を受けられる



成長したい養殖経営体を応援します！

- ・誰にも負けない養殖魚をつかってのに・・・
- ・でも上手く売れない・・・
- ・経営改善したいけど相談先がない・・・

養殖業改善計画

プロダクト・アウト型
養殖業

資材・機材
の導入

販売力・生産性の向上が
必要です！
+ 経営アドバイスも

事業性を外部評価の支援
+
資機材導入の支援

需要に応じた生産管理・
経営の効率化

マーケット・イン型
養殖業

①外部評価費支援

経営を改善するための計画（養殖業改善計画）の作成に必要な外部評価機関による事業性評価費を支援します。

補助率：定額（上限80万円）

採択数：1回目 17件

2回目 予算残額による

公募期間：1回目 令和4年6月6日～7月4日

2回目 令和4年11月21日～
12月20日

これまでの採択件数：72件

②資材・機材の導入費支援

養殖業改善計画に基づいて取り組む実証事業に必要な資材・機材の導入費を支援します。

補助率：1/2（上限5,000万円）

採択数：15件程度

公募期間：令和4年10月3日～11月4日

これまでの採択件数：19件

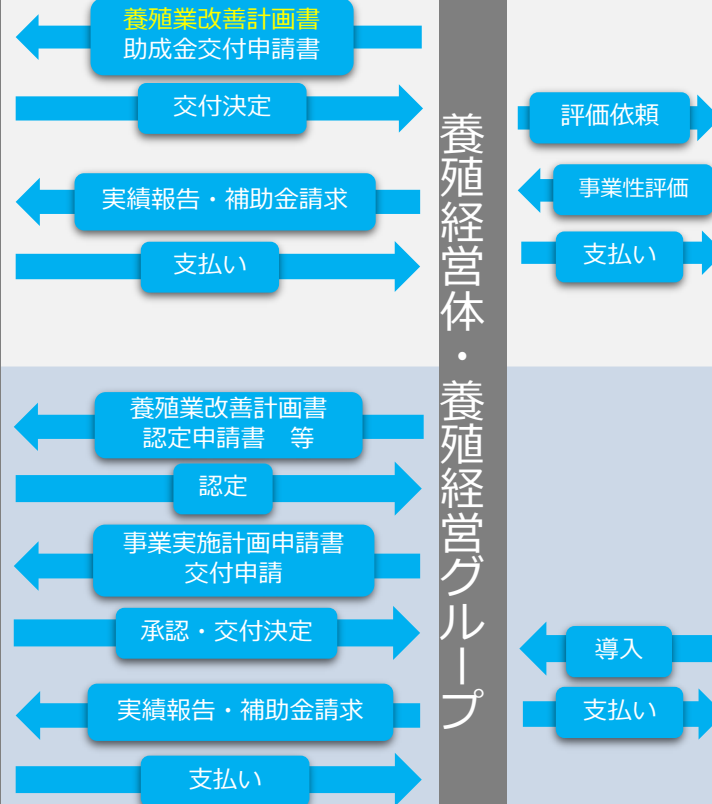
※②の支援を受けるためには、①の支援を受けたうえで、作成した養殖業改善計画が評価委員会に認定される必要があります。

水産業・漁村地域活性化推進機構

養殖経営体・養殖経営グループ

外部評価機関

資材・機材



支援内容と手続の流れ

養殖業成長産業化提案公募型実証事業（漁業構造改革総合対策事業（令和4年度当初予算）の内数）

国が策定した養殖業成長産業化総合戦略に基づき、国内外の需要を見据えたマーケット・イン型養殖経営の実現に貢献する分野における技術開発・実証にかかる取組を支援します。

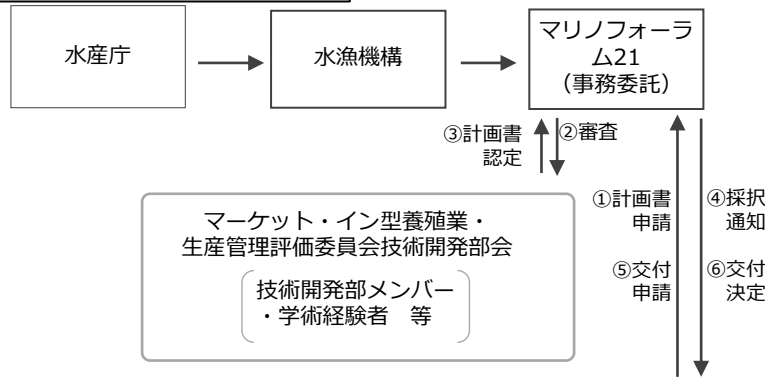
1 目的

養殖業成長産業化総合戦略で掲げられた推進すべき研究開発のテーマに沿った技術開発を実施する民間企業等を支援することで、養殖業の成長産業化を推進する。

2 事業の内容

- ① 「マーケット・イン型養殖業・生産管理評価委員会技術開発部会」を設置し、民間企業等が作成する養殖業技術開発計画を認定する。
- ② 認定された養殖業技術開発計画に基づき実施される新たな技術の開発や新たな技術の実証にかかる経費を支援する。

3 事業開始までの流れ



4 研究開発のテーマ

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 生産物の品質保持・管理 | (2) 漁場環境モニタリング |
| (3) スマート水産業 | (4) 新魚種・新養殖システム |
| (5) 魚病関連対策 | (6) 配合飼料等の水産資材の研究開発 |



例:冷凍ブリの褐変防止技術の開発



例:海洋観測ブイによる漁場環境モニタリング技術の開発



例:ワクチンの開発

5 補助率

1 / 2 以内

補助
(50,000千円)

自己負担
(50,000千円)

※国費上限 (50,000千円)

[お問い合わせ先] 水産庁裁培養殖課 (03-3502-0895)

民間企業等
(技術開発・実証を実施)

漁業構造改革総合対策事業のうち 先端的養殖モデル等への重点支援事業

【令和4年度予算額 2,005 (1,916) 百万円の内数】

<対策のポイント>

輸出を視野に入れた、養殖業の成長産業化に向けて、養殖業成長産業化総合戦略や行動計画に沿った、大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上のための実証等の取組を支援します。

<事業目標>

収益性の高い操業・生産体制への転換等を促進するための実証に取り組む漁業者等における償却前利益の確保（80%以上 [令和8年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業

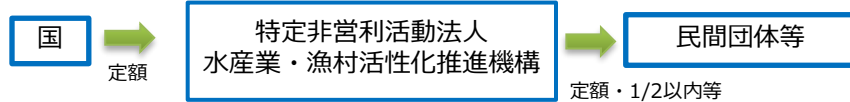
養殖生産から流通に至る生産・販売体制を見直し、地域の養殖業の収益性の向上を図る改革計画の策定等を支援します。

2. 漁業構造改革推進事業（養殖業成長産業化枠）事業

もうかる漁業の仕組みを活用して、大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上の実証の取組を支援します。

また、認定された養殖業改善計画に基づくマーケット・イン型養殖業等の実証に必要な資材・機材の導入費を養殖経営体・グループに支援するとともに、養殖業成長産業化総合戦略に基づき、マーケット・イン型養殖業の実現に貢献する分野の開発・実証にかかる取組や、異業種分野との連携により収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出やビジネスモデルの実証等を支援します。

<事業の流れ>

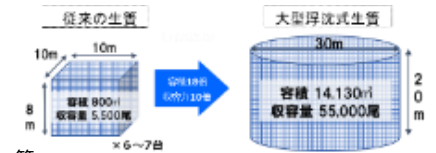


先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業

改革計画の策定

- 養殖業者や漁業協同組合、流通・加工業者、養殖用餌製造業者、行政等が一体となって地域の養殖業の改革計画を策定
- 改革計画は戦略的養殖成長産業化計画の重点化分野を優先的に採択

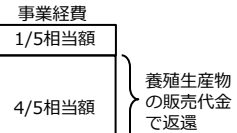
大規模沖合養殖システム



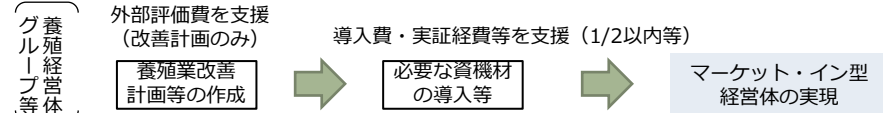
- 耐波浪性大型養殖施設
 - 省力・省人化給餌施設
 - 漁場環境・生産情報モニタリングシステム
- 等 大型浮沈式生簀の導入による生産性の向上

もうかる漁業創設支援事業の実施

- 漁業協同組合等が改革計画に基づく収益性向上の実証事業を実施
- 実証事業に必要な事業費（償却費、人件費、餌代、種苗代等養殖生産に必要な経費）を全額支援
- 事業費のうち4/5相当額は事業終了後、養殖生産物の販売代金で返還



マーケット・イン型養殖業等実証事業



【お問い合わせ先】水産庁栽培養殖課（03-6744-2383）

養殖の施設整備に関する融資制度

(株) 日本政策金融公庫

	融資限度額	償還期限の上限 (うち据置期間の上限)	資金制度	利子助成 (水産庁事業)
漁業者の場合	負担する額の80% 又は (海面) (一般) 3,600万円 (海面) (生産組合) 7,200万円 (陸上※淡水除く) 3億円 のいずれか低い額	15年以内 (3年以内)	農林漁業施設資金	—
共同利用施設 の場合	負担する額の80%	20年以内 (3年以内)		
経営改善漁業者 (※1) の場合	負担する額の80% 又は (個人) 3,000万円 (法人) 3億円 のいずれか低い額	15年以内 (3年以内)	漁業経営改善支援資金	期間：5年間 借入金の上限： 1億円
山村地域・ 過疎地域 (※2) の場合	補助：負担する額の80% 非補助：負担する額の80% 又は (個人) 1,300万円～2,600万円 (法人) 5,200万円～5億円 のいずれか低い額	25年以内 (8年以内)	振興山村・過疎地域 経営改善資金	—

※1 経営改善漁業者とは、漁業経営改善及び再建整備に関する特別措置法に定める「漁業経営改善計画」の認定を受けた漁業者をいいます

※2 山村地域・過疎地域とは、山村振興法又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により指定を受けた地域のことです。同法の規定による「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づく事業に必要な資金が対象となります

※3 事業規模、業種に応じて詳細な貸付条件が定められている場合がありますので、詳しくは、(株)日本政策金融公庫の各支店(農林水産事業)にお問い合わせください [店舗案内](#) | [日本政策金融公庫\(jfc.go.jp\)](#)

※4 利率は毎月変更されるので、日本公庫のHPをご覧ください [金利情報](#) | [農林水産事業\(主要利率一覧表\)](#) | [日本政策金融公庫jfc.go.jp](#)

事業の活用例①（青森県今別町 サーモン養殖）

- ご当地サーモンの販売戦略とは一線を画し、国内マーケットのメインサプライヤーである北欧企業商品と同等以下の価格で多くの購買層をターゲットにし、大量販売の戦略を進めるため、フィッシュポンプ、スタンナー等を事業で整備。
- 地域や関連産業への好影響。サーモン類では国内初のASC認証を取得。

日本サーモンファーム株式会社



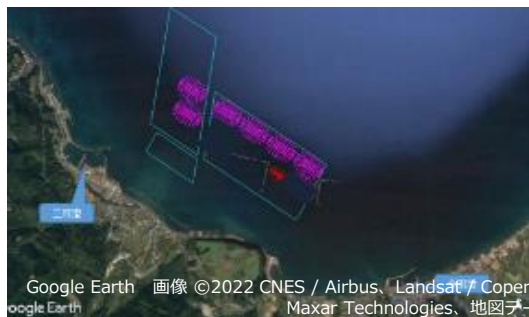
↑スタンナー



↑フィッシュポンプ

- ・サーモンが通る際に、入口1点、中間2点、最後1点で電気が通っており、殺さないでショックを与えてけいれんを起こさせる。
- ・エラを切るときバタバタ暴れないため、1人当たりの生産量が倍に。
→ 約20トンの処理に、4時間かけていたのが2時間に短縮。
- ・暴れないため、サーモンの血の飛び散りが軽減（より清潔に作業が可能）

生産量	
2022年	1,600トン
2023年	1,400トン目標
2024年	2,400トン目標
2025年	4,000トン目標



将来のイメージ図

今別：35m円形4基、三厩：40m円形2基

事業の活用例② (熊本県天草市 マダイ養殖)

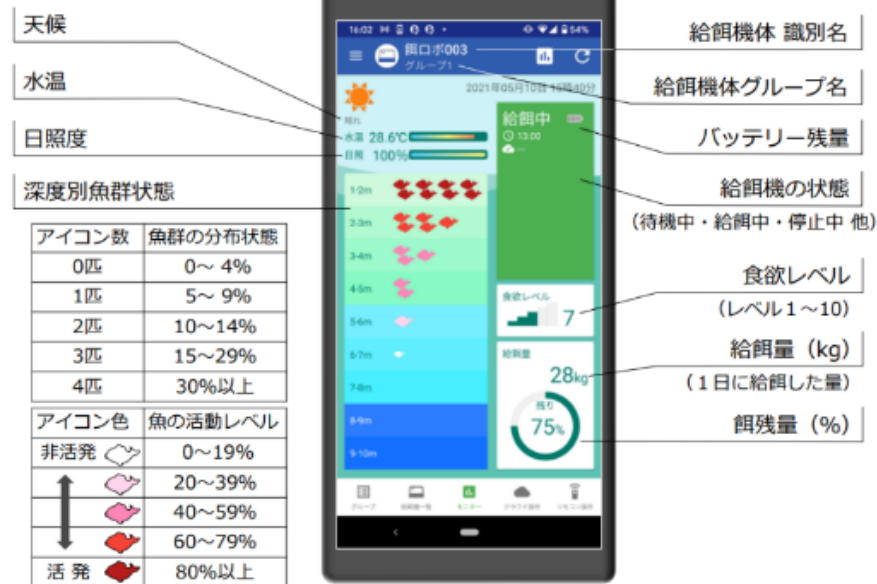
- AI搭載型のICT対応自動給餌機を導入することで、ソナーによりいけす内の養殖魚の遊泳層・運動量を把握し、AIによる制御や設定したスケジュール、遠隔での手動操作によって適切な給餌を実現。
- 人件費や餌代の削減に加え、需要にあわせた生産のための養殖管理による販売単価の上昇。

(有)勇進水産



パシフィックソフトウェア開発(株)『餌口ボ』

- 従来は、単純なタイマー式の自動給餌機を使用
 - ・ 現場に行かないとタイマーを停止できない
 - ・ 魚の食欲に関係なく定量・定速による給餌しかできない
 等、効率的な養殖管理ができなかった。



写真：パシフィックソフトウェア開発(株)

AI搭載のICT自動給餌機を導入し、養殖管理を高度化

- ✓ 給餌の開始・停止のタイミングや、量・速度等を遠隔で設定可能
- ✓ ソナーにより魚の活性を把握し、日によって必要な量の給餌が可能
- ✓ 飼育情報のデジタル化・見える化により、生産と品質の管理が容易に
- ✓ 軽労化によって出荷作業に人員を配置できるなど作業効率が向上

償却前利益目標

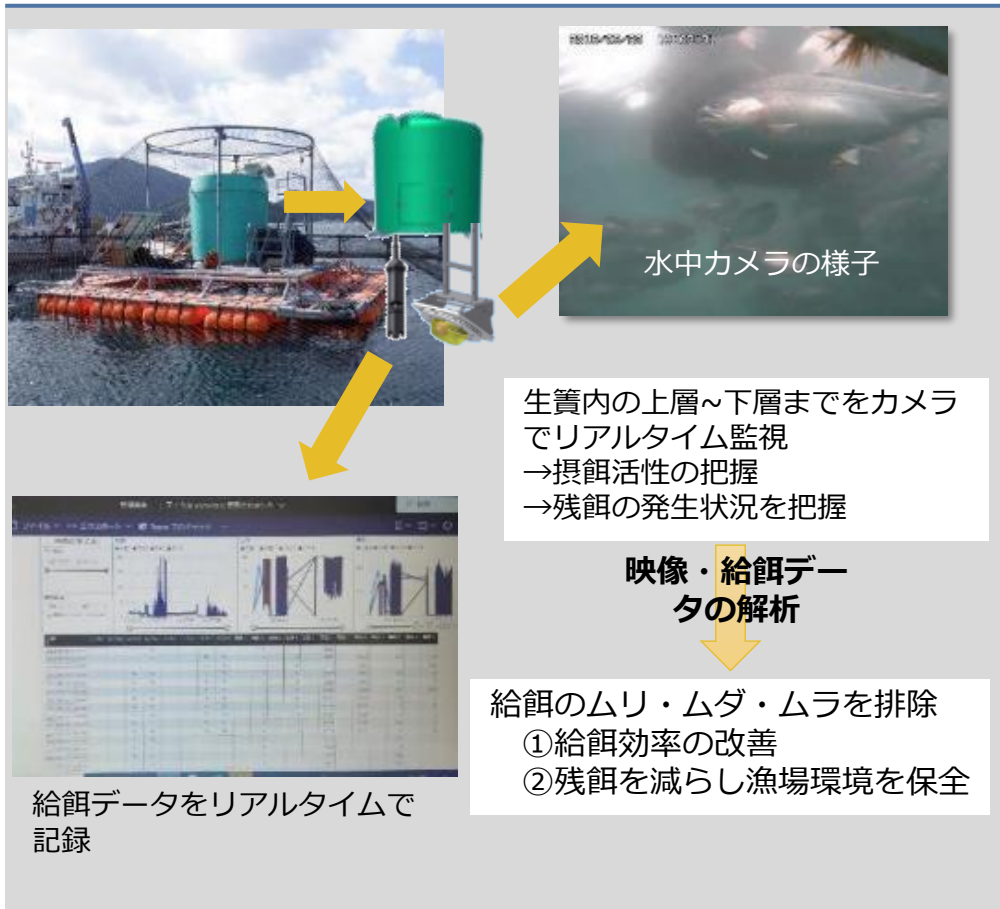
2019年	18百万円
2020年	24百万円目標
2021年	30百万円目標
2022年	34百万円目標
2023年	39百万円目標
2024年	48百万円目標

事業の活用例③（福井県 サーモン養殖）

- 種苗生産から自社で行い生産している「ふくいサーモン」は、需要に生産が追い付いていない状態。生産量の拡大と効率的な生産を実現するために、内水面施設における酸素供給システム及び給餌情報管理システム等を事業で整備。
- 産学官の連携で取り組んでおり、福井県全体でさらなる養殖の発展に取り組む。

福井中央魚市 株式会社

給餌情報管理システム



酸素供給システム

